

常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和3年12月7日(火) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	青木敬博君	2番	篠原峰子君
3番	井戸清司君	4番	杉本一彦君
5番	重岡秀子君	6番	石島茂雄君

○欠 員 1名

○出席議員 8名

議長	宮崎雅薫君	副議長	大川勝弘君
議員	田久保真紀君	議員	佐藤龍彦君
〃	佐藤周君	〃	四宮和彦君
〃	杉本憲也君	〃	中島弘道君

○説明のため出席した者 28名

副市長	中村一人君
企画部長	杉本仁君
同企画課長	菊地貴臣君
同企画課政策推進担当課長	池谷伸弘君
同秘書課長	小川真弘君
同情報政策課長	稲葉信洋君
理事	渡邊宏君
危機管理部長兼危機管理監	近持剛史君
同危機対策課長兼危機管理監代理	吉崎恭之君
総務部長	浜野義則君
同庶務課長兼選挙管理委員会事務局長	小川直克君
同財政課長	木村光男君
同課税課長	萩原智世子君
同収納課長	渡辺拓哉君
市民部長	三好尚美君
同市民課長	大川雄司君
同環境課長	佐藤文彦君

同 保 険 年 金 課 長	肥 田 耕 次 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
同 健 康 推 進 課 長	大 川 貴 生 君
観 光 経 済 部 長	西 川 豪 紀 君
建 設 部 長	石 井 裕 介 君
建 設 部 次 長	高 田 郁 雄 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴 木 恵 美 子 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 正 治 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長	岸 弘 美 君
同 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	相 澤 和 夫 君
監 査 委 員 事 務 局 長	富 岡 勝 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 士 一 成	局長補佐 森 田 洋 一
係 長 鈴 木 綾 子	

○会議に付した事件

- 1 市議第21号 押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 2 市議第23号 伊東市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 3 市議第24号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 4 市議第32号 令和3年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 5 市議第29号 令和3年度伊東市一般会計補正予算（第5号）所管部分

○会議の経過概要

○委員長（杉本一彦君）開会する。

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議で終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第1、市議第21号 押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

- **1番**（青木敬博君）最初の宣誓書の部分であるが、国の判こレスやデジタル化の動きに関しての変更という話ならば、署名ではなく記名でないと成り立たないと思う。将来的に、最後、通販みたいな形で申請するのがデジタルの行き着く先であるので、性質を考えたなら記名でもいいのではないかと思うが、本会議場で課長は署名とおっしゃっていた。その辺がどうなのか、もう1度確認したい。
- **秘書課長**（小川真弘君）先日の本会議における、佐藤龍彦議員、杉本憲也議員の質疑の中で、確かに署名をなくすことで宣誓書の本人確認はどうなるのだという質疑があった。私は確かに職員本人の署名が前提となっている旨の答弁をしたが、あくまでも秘書課における事務的な対応について、当面は宣誓書に本人から署名をいただく手続を想定した中で答弁した。特にこの場合は、正規の新規採用職員に宣誓いただく場面をイメージして答弁したが、あくまで秘書課が想定している事務的な対応を例に答弁したもので、確かに改正案の例規上の考え方としては署名をしなければいけないということではなく、国家公務員における政令の改正に倣い、職員のサービスの宣誓の際に、署名及び対面を不要とするため「面前」及び「署名」に係る規定を削除し、宣誓書を提出することのみを規定するものであるということで改めて補足説明とさせていただく。紛らわしい答弁となり申し訳ない。
- **1番**（青木敬博君）デジタル化のことに関しては、判こレスになっていかないとおかしいと思うので、改正前に署名という言葉が入っているから、どうしてもそれに引っ張られたと思うが、記名でいいと思う。
- **3番**（井戸清司君）職員のサービスの宣誓について、宣誓書は本市としてどのような認識でいるのか、また、職員にとってどのような意味をなすものであるのか。
- **秘書課長**（小川真弘君）宣誓書の内容については、私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓うということが1点。もう一つが、私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運用すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓うということであるので、職務をするに当たり、日本国憲法を尊重し擁護することと、職務の誠実、公正な執行について職務上の義務を負うことを確認、または宣言するものだと思っている。
- **3番**（井戸清司君）宣誓書は文言的にはかなり重たい部分である。書かなければいけないわけであるから、サービスの宣誓は職員の義務である。これを書かなかった場合には服務規律違反として懲戒処分、それこそ採用取消しという法的拘束力を持つものになるという考えでいいか。
- **秘書課長**（小川真弘君）一番重たい考えであると、委員おっしゃるとおりである。
- **3番**（井戸清司君）改正案が国から示されたが、経済財政運営と改革の基本方針2020は令

和2年7月17日に閣議決定されたが、「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備において、規制改革実施計画の中で、デジタルガバメント分野の新たな取組として、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しとして、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等または慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成、提出を求めているものについて、優先順位の高いものから順次必要な措置を講じるとともに、その周知を行うとある。

デジタル化で国民や事業者に対して紙の書面の作成、提出を求めているものに、いわゆる宣誓書が値するのか。また、優先順位の高いものから順次必要な措置を講じると書いてあるが、優先順位の高いものに職員の職務の宣誓書が値すると思うか。

- 秘書課長**（小川真弘君）あくまで国の示す考え方として、宣誓書についても書面、押印、対面を前提とした我が国の制度慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組むため、原則として書面、押印、対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す国家公務員の扱いと同様な形で提案した。
- 3番**（井戸清司君）宣誓は職員としての自覚を促すものであって、性質上、任命権者に対する宣誓ではなくて、いわゆる国家、国民、市民に対する宣誓だと考えるが、当局はどう考えているか。
- 秘書課長**（小川真弘君）採用のときに、新期採用職員の代表が全員分として、市長に宣誓する形を取っている。これは市長に宣誓するのかと申すと、あくまで市民の代表としての市長、市民に対する宣誓をしているという考えである。
- 3番**（井戸清司君）現状で言いにくいことかもしれないが、市民満足度調査結果や最近のいろいろな事件のことを考えると、市民に対する信頼の回復という観点から考えると、今の伊東市において署名という文言を削るという改正が必要なのか。これから内部統制もしっかり図っていかなければいけない中で、内部統制を図る意味においては、サービスの宣誓は一番の原点である。その部分で考えると、署名という言葉を条文から削ったとしても、運用面なり規則なりで残さなければいけないと思うが、どうか。
- 秘書課長**（小川真弘君）この条例を提案する際の考え方として、解説書を見ると、職員の職務上の義務は宣誓をすることによって生じるものではなく、職員として採用されたことによって当然として生じるものである。宣誓については、職員が職務上の義務を負うことを確認し宣言する事実上の行為ということで、それによって職務上の義務に特別の効果が生じるものではないと解されるということで、国家公務員のものに合わせて署名を削った。一方、当面の間は署名をするという答弁を本会議場でもしたし、今すぐそのように行うかということ、運用上では、新期採用職員を例にすると、その場で書く方式を取ると考える。

伊東市職員のサービスの宣誓に関する条例の第3条に、この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は任命権者が定めることができるとあるので、署名できない人は別途考えるが、例えば要綱など、今のところ分からないが、当面は基本的には署名をしてもらうことを別の形で担保できるものを考えたい。

○3番（井戸清司君）そこの部分はしっかり担保してほしいし、約束してほしい。署名というものを担保してほしいのが1点。

もう1つは、今後、会計年度任用職員も、この宣誓をしなければいけない流れになってくると考えるが、そこの部分も規則としてつくっていかなければいけないし、障がい者の雇用を今後進めていく上で、例えば字が書けない人を雇用することも出てくるかもしれない。そういった場合、障がい者で字が書けない人は、例えば法定代理人の署名でいいとかいう部分まで、運用面なり規則なりで定めていかなければいけないと思うが、そこまでしっかりとした明文化をしていただけるのか。

○秘書課長（小川真弘君）会計年度任用職員については、制度開始時から宣誓をしていただいている。確かに委員の言われたとおり、明文化したものをつくっていくことは約束する。具体的な、例えば法定代理人でいい等の細部については検討させてほしいが、原則、基本的には当面の間は署名をしてもらうことは約束させていただく。

○3番（井戸清司君）宣誓書は非常に重要なもので、デジタル化に伴って、ただ単に行政事務を簡素化すればいいというものと性質が全く違うので、そこはしっかり明文化した上で今後もやっていただかないと、この宣誓書は儀式ではあるかもしれないが、法的拘束力を伴うものなので、しっかり署名という文言を残していただくようお願いしたい。

○5番（重岡秀子君）押印の見直しが進んでいるが、全体的なことや計画等を質疑したい。

今、地方公共団体における押印見直しマニュアルが内閣府から出されている。かなり先行して実施している地方自治体と、少しずつ始めたところがあると思う。プロジェクトチームをつくったりして検討している課もあると思うが、本市の進め方、計画を教えてください。

○政策推進担当課長（池谷伸弘君）押印について、現状の見直しに対する考え方、また今後の進め方について説明する。

見直しについては、今、大きく3つに分けて検討している。1つ目は、対外的に押印を求めている行政手続を行うものについて、2つ目は、請求行為及び支出行為を伴うものについては、債権・債務を確定するために支払いの相手側を確認するための押印を廃止する場合は、押印に代わる確認行為が必要になることから、現時点では見直しの対象外として他市町の動向も研究し、検討していくような段階である。3つ目は、行政手続のデジタル化にかなり経費がかかることが想定されるので、押印の廃止とデジタル化を並行しないこととして、別に考えてい

く。

また、押印の見直しの方針として、現状としては条例において押印の義務づけをやめること、また、根拠のない押印は原則廃止をする、国の政省令の改正に伴う改正は必ず行う、教育委員会など市長部局以外も同様の取扱いを依頼することとしている。ただ、この方針の全てに対して押印廃止をするのではなく、根拠のない押印は原則として廃止とするが、書面のみとするだけでなく、記名プラス押印も認めるよう柔軟に対応できるように今現在考えている。

今後の予定は、今、各課に原則廃止を基準にしてもらって、廃止が可能か不可能か、対象事務を照会している。これは例規も含めて照会していて、その回答を整理していくとともに、必要に応じて原課にヒアリングを実施し、様式等は今年度中に改正し、次年度から新様式で対応していきたい。

- 5番**（重岡秀子君）伊東市ではこれから本格的に細かいところを各課で検討していくと受け取ったが、国ではとにかく認め印はもう意味がない、だから、実印で登録されたものは本人の確認ができるがということで、基本的に認め印は必要ないというふうな方針があるようである。国では99.4%が、そういう意味で認め印を認めているものは廃止となったということで、最終的に押印がないと本人が非常に不利になる、例えば転入、転出なんかも、間違ってしまう、本人確認が不十分だと相当な影響があるということで、その辺の問題は残すということである。国は99.4%と言っているが、伊東市でもこれは残さなければいけないということも、もちろんやっていると思う。

今回出されたものは本当に一部なのか。それとも条例で決めていなくて、規則とか様式で決められている押印もあると思う。その辺の今回出されたものは、これからどんどんこのように議会で廃止がされていくのか。条例で決められたものは、あまりないのか。その辺も含めて答弁願いたい。

- 庶務課長**（小川直克君）今現在、把握しているもので、条例、規則、告示、訓令等を含め、347例規ほどあることを確認している。ただ、現在、各課に照会中で、これから多少増減があるものと考えている。こちらについて、先ほど政策推進担当課長が答弁したように、対外的に合意を求める規定については方針として廃止していく形になっているので、そちらが現在把握しているもので261例規ある。ただ、各課照会を現在進めている中で、こちらで押印の要否を各課で事務に支障がない形で検討していただき、具体的には今年度中にそうしたものの整理を行った上で、新年度から廃止する形で作業を進めている。

条例の話が出たので、条例のほうであるが、現在、押印、印影等を使用して事務を処理する条例が、今回お願いしてある4条例のほかに、例えば伊東市公告式条例や伊東市議会委員会条例、伊東市印鑑条例等があったが、こちらについては今回の基本方針の中で求めているよう

な、対外的に判こを求めるものとは意味合いが違っていたので、今回の改正からは対象外とさせていただいた。

○**5番**（重岡秀子君）そうすると、先ほど秘書課からの答弁もあったように、これからは条例で押印を定めないということで、条例の改正は今後、議会に事細かにはかからないような感じがするが、こういうものは廃止していくというのは別の形で議会には報告されるということではないか。この押印の廃止については条例に定められていないものも多数あるのではないか。261と言われたが、この場には出されないが、かなり廃止が進んでいくものがあるという認識でいいか。

○**庶務課長**（小川直克君）委員のおっしゃるとおり、今後、条例ではない部分、例えば規則や告示、要綱関係については印影を廃止していく形になっている。規則、告示に関してはデータベースになるが、改正例規を議会事務局に提供させていただいているので、データの情報提供等を通じて確認いただく形になると思う。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第21号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（杉本一彦君）日程第2、市議第23号 伊東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○**5番**（重岡秀子君）出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に改定するものだが、あまり大きくない4,000円の改定とするのはなぜか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）もともと産科医療補償制度は平成21年1月から開始された。そのときの保険料が3万円であったが、平成27年に1万6,000円に見直された。当時の出産育児一時金は39万円であったものが、40万4,000円に引き上げられた。今回、保険料が1万2,000円に下げられたが、差額の4,000円を一時金に上乗せすることとし

た。

○5番（重岡秀子君）出産育児一時金等となっており、産科医療補償制度も含まれた42万円であることが分かった。産科医療補償制度は、分娩に際し、重度脳性麻痺等、難産などで障害が残った場合の補償制度であると思う。医者に対する保険のようなものが減額されてきて、その分を出産育児一時金に上乗せするものであると理解した。補償制度のほうが減額になってきたのはなぜか。

○保険年金課長（肥田耕次君）補償制度自体は総額3,000万円、一時金600万円の20年、120万円を渡すものであり、こちらは下がっていない。平成21年1月の本制度開始以降における支給実績や余剰金を勘案し、順次保険料を引き下げてきたものである。

○5番（重岡秀子君）国保に限らず、他健保でも同様の改正が行われる。出産育児一時金の42万円については、本市独自でも、国保独自でもなく、国が保障しているのか。

○保険年金課長（肥田耕次君）もともと健康保険法の施行令の改定であり、全保険が対象である。

○5番（重岡秀子君）補正は伴わないのか。

○保険年金課長（肥田耕次君）予算は総額の42万円で計上しており、この制度変更による補正等はない。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第23号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第3、市議第24号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第24号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第4、市議第32号 令和3年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）歳入の5ページ、一般会計繰入金が5,884万円の減額補正となっている。昨年度を見ても、ここまでの減額ではなかった。補正の内容を説明してほしい。

○保険年金課長（肥田耕次君）今回の一般会計繰入金の減額については、全て返納金、繰越金との相殺である。運営費が760万5,000円広域連合から戻ってきたので、その分を本市の事務費に759万6,000円繰り入れており、その分一般会計からの繰入金が減額になっている。療養給付費返納金が5,905万1,000円あり、また歳出では780万7,000円の増額があったので、差額分の5,124万4,000円が療養給付費繰入金から減額できた。

○5番（重岡秀子君）分かった。ただ、昨年の減額は471万円で、今年度はちょっと金額が大きいの、その辺を聞きたかった。

○保険年金課長（肥田耕次君）療養給付費を支払うときに、これぐらいではないかという医療費の見込みを立てていたが、そんなに大きくなかったと言われているが、令和2年度に関しては多少なりともコロナの影響で、国保ほどではないが、受診控えが多少はあったのではないかと思われる。今年は療養給付費の返納金が全県で生じている。

○5番（重岡秀子君）分かった。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第32号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第5、市議第29号 令和3年度伊東市一般会計補正予算（第5号）所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。まず、歳出第1款議会費について質疑を行う。事項別明細書は13ページ及び14ページになる。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第2款総務費のうち、第1項総務管理費第20目健康保養地づくり推進費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は13ページからになる。発言を許す。

○3番（井戸清司君）総務費の財産管理費の市有財産管理事業の備品購入費、防犯カメラであるが、何台ぐらいか。

○財政課長（木村光男君）公共施設において104台程度の導入を見込んでいる。設置費込みで1台28万円程度の計画である。

○3番（井戸清司君）各町内会、回覧板で回っていたものか。

○財政課長（木村光男君）各町内会、自治会等に関しては、危機対策課で補助金として処理している。今回の市有財産管理事業に関しては、公共施設に設置するもので、町内会とかではなく、あくまでも市のコミセン、学校、多少防犯面で必要かと思われる土地等に対してつける事業である。

○3番（井戸清司君）この防犯カメラは常時モニター監視できるものか、ただカメラだけについて録画式になっているものか。幼稚園や保育園は常時監視できるモニター式のものであるが、小学校は録画式である。防犯上のことを考えると、モニター式で常時監視ができないと。学校の入り口が職員室から見えないとか、そういう学校はたくさんあるので、そこに関して教えていただきたい。

○財政課長（木村光男君）仕様に関しては細かいところまでは詰めていないが、状況に応じて、常時監視できて、パソコンと連動してモニター監視ができるものも、予算の範囲内で対応できれば設置していきたいと思っているし、台数を増やしたいのであれば、録画式にして定期的に内容を確認する形で対応したいと考えている。

○2番（篠原峰子君）先ほどの防犯カメラの件であるが、もう少し詳しくスケジュール感についても教えていただきたい。場所も、コミセン、学校であるが、例えば学校のどの辺につくことが決まっているのかについて教えていただきたい。

○財政課長（木村光男君）先ほどコミセンや学校と答弁したが、基本的には、学校には現在設置しているので、設置されていない部分を補強するものになる。コミセン等もあるが、施設的に多岐にわたるので、今ここで細かく答弁はできないが、基本的には今まで設置していなかった部分において、今回の趣旨としては、内部の監視というよりは、玄関先から外部、前面道路等がある程度一定範囲をカバーできる、こういった形を考えている。施設名までは細かく言えないが、例えば危機対策課においては7個程度、庶務課はこの庁舎等で4個程度、財政課では土地があるので、その辺で5か所程度である。一番多いのは市営住宅において34か所、トータルでは104か所になる。

設置のスケジュールであるが、今回の補正予算の議決後、各課において調達、設置することになるが、昨今の半導体の不足等もあり、100基を年度内に購入、設置ができるかちょっと微妙なところである。今後事業を進めていく中で、年度内の設置はちょっと難しいとなった場合には繰り越して、できる限り早い段階での設置を目指して事業を進めていきたい。

○5番（重岡秀子君）14ページの人件費、これは若干説明があったと思うが、一般職給与で2,935万円が減額になって、退職手当では1,852万円増額されている。その辺は関係があるのか。

○秘書課長（小川真弘君）一般職給のマイナス2,935万9,000円は、当初、予算積算をするときに、各課の振り分けが決まっていない人数を一括して秘書課で計上しているようなところがある。それを整理することと、人事異動等があるので、そのあたりの差額によって、今年2,935万円という大きな数字が出てきた。実際には当初見込みから6人減った人数になっている。

退職手当については、当初早期退職の分も見込んでいるが、既に6人退職しており、さらに早期自己都合、この辺も出てきているので、その辺が増額理由となっている。

○6番（石島茂雄君）防犯カメラの設置に戻る。犯罪が起きたとき、後から確認のためにというのが第一義だと思う。設置した動線の手前ぐらいに防犯カメラ設置の看板みたいなものを設置すると、予防効果も出るのではないかと思うが、その点はどうか。また、学校と一言で言ってもかなり広いので、設置場所についてはどのように決めたのか。

○財政課長（木村光男君）委員指摘の防犯カメラ設置を周知する看板については予防効果等も考えられるので、前向きに検討し、対応していきたいと考えている。防犯カメラをどこにつけるかといった点に関しては、内部的に調整はしていない。予算の範囲内において、今回だけに限

らないので、今後、設置状況を見ながら、増設なり、もしくは必要ないと思われた場合は場所を変えるなどの対応を考えていきたい。

- **6番**（石島茂雄君）例えば刃物を持っていたり、何か犯罪を犯そうとしている人が正々堂々と玄関から入ってくることはあまり考えられないと思う。それなりに下見をして、ある程度、目につかないところから入る可能性は大いにあると思うので、過去そういう事例があったこと等を参考にして、そこをみんなで話し合っ決めていくという方向性はどうか。
- **財政課長**（木村光男君）防犯カメラの予算を計上するに当たり、庁内各課の要望を調査した。各課において、所管施設のうちカメラを設置している場所は把握できているので、その中で今回の予算の範囲内で優先順位をつけて設置していただければと考えている。今委員指摘の過去不審者が侵入したとか、そういう事例に関しては、今回考慮して要求が出ていると判断しているので、その辺の対応は各課に任せる形になるが、優先した形で設置されると考える。
- **3番**（井戸清司君）16ページの報償費、杉村さんへの記念品が14万3,000円計上されている。本人の欲しいものということであったが、具体的には何か。
- **秘書課長**（小川真弘君）練習映像がチェックできるとか、あとはリモートでコーチと話ができるということで、本人はタブレットパソコンを希望された。
- **3番**（井戸清司君）今回、公共施設総合管理基金において、2億円の積立てが計上されている。減債は3億円の積立てである。公共施設総合管理基金は、これからまだまだ相当お金がかかる分野であり、基金積立てが必ず必要であるが、目標金額としては、どう設定しているか。
- **財政課長**（木村光男君）公共施設総合管理基金は、今回2億円積立てをして、トータルでは2億5,400万円程度の残高になる。今後、これまでも決算等における議会答弁において、決算剰余金等があれば積極的に積み立てていきたいと言ってきたが、令和元年、令和2年は決算においてなかなか余裕が生まれなかったことから、今回、多少の余裕ができたため、今後の財政負担の軽減を図るためにも、ここで基金の積立てを行いたい。目標は、これまでもところどころで話しているが、今後、老朽化施設の改修に対して、年間20億円かかるという試算もある。少なくとも毎年20億円の1割から2割程度は基金でやりたいと思っているので、あればあるほどいいが、目標額としては、少なくとも基金から取り崩して充当する3倍から4倍程度は欲しいと思うので、毎年最低でも10億円程度は残高として持っていられたらいいと思う。
- **3番**（井戸清司君）毎年10億円程度の残高を確保するとなると、2億円ずつの積立てでは足りない。確実にここはお金をかけて対応していかなければいけないところなので、ある程度年度末の剰余金なり何なりの中で、財調はある程度枠を決めておき、こういった基金の積立てをなるべくするように、後年度負担をなるべく少なくするように対応してもらいたい。
- **委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費第6目国民年金事務費について質疑を行う。事項別明細書は25ページ及び26ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第6目後期高齢者医療費、第2項清掃費及び第3項環境保全費について質疑を行う。事項別明細書は33ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第9款消防費について質疑を行う。事項別明細書は47ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）50ページ、非常備消防費で、退職報償金210万7,000円について、消防団の退職報償金だと思うが、内容を具体的に教えていただきたい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）今回の補正210万7,000円の細かい内容であるが、当初予算のときには退職者を36人で計上していたが、41人の退職者が出たので、その分を補正した。

○5番（重岡秀子君）退職報償金は勤務年数によって変わるのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）消防団の退職金は、伊東市の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例があり、5年以上勤務した団員に対して支払われる。委員おっしゃるとおり、勤務年数と辞めるまでの最高の階級が何だったかによって金額が決まっております、それに基づいて支払う。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は59ページ及び60ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。歳入は全般について行う。事項別明細書は5ページからになる。発言を許す。

○1番（青木敬博君）地方特例交付金で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交

付金であるが、7億3,000万円に対し、3億6,400万円の減額になっている。これは固定資産税、都市計画税の補填だと思うが、思ったより納められない人が少なかったという解釈だと思う。その際に、大きな企業が納められなかったのか、小さいところが納められなかったのか。どこがつかかったかを知りたい。

- 財政課長**（木村光男君）新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に関して、今委員質疑のとおり、今年度の特例措置として、固定資産税等の軽減、減免措置に対応する形で国庫が全額補填するといったことから当初予算で計上した。7億3,000万円で計上したが、今回、市税の増額の補正と併せて、その分、3億6,400万円ほど減額している。市税の補正の内容は課税課長から答弁する。
- 課税課長**（萩原智世子君）改めて確認するが、今回の固定資産税、都市計画税のここにかかっている特例措置は、中小事業者等を対象とした家屋と償却資産の課税標準の特例措置であり、徴収猶予がかかるものではない。納められた、納められないではない。当初、見込みがなかなか難しかったが、最大3,000件という申告が来るのではないかと思ったが、実際625件であった。今回の特例措置は、あくまでも中小事業者等を対象としている。大企業の子会社、孫会社は対象にならないので、単独でそこだけ見るとかなりの資産を持っている人でも、そもそも対象にならなかったというところがあったと思う。あと、思ったより金額が伸びなかったことについては、試算するときには100%減額になるものとして見込んでいたが、50%の減額にとどまった方も3分の1ほどいたこともあり、思ったほどの減額にはならなかったと考えている。
- 5番**（重岡秀子君）今の固定資産税、都市計画税の問題であるが、少し複雑だったので、もう少し伺いたい。令和2年においては徴収猶予というか払えない人は待ってもらおうというのがあり、その後、課税標準の特例はたしか令和3年2月1日が締切りで、課税標準の特例は単なる減額ではなくて課税標準そのものを減額するということだと思うが、減免ではなく課税標準の特例と、内容はどう違うのか伺いたい。
- 課税課長**（萩原智世子君）今回の特例は令和3年度の固定資産税を減額しているものになり、申告期間は今年の1月4日から2月1日までを本市としては対象としていたが、コロナを理由として申告が遅れるという方に対しては柔軟な対応も指示されていたので、原則的には3月中は待った。その後、国の確定には9月まで猶予があったので、9月までに申告があったものについては受付をしている。結果的には税を減じているので、受け取る側からすれば同じ状態にはなると思うが、減免は税が確定したものに対して申請に基づき税を何がしか減ずるというものであるが、今回のものは課税標準に税率を掛けたものが税なので、課税標準自体をそもそも減じてしまうというところが違っている。税がなくなるのは同じなので、受け取る方には同じ

ように受け取られるとは思う。

- **5番**（重岡秀子君）分かった。私は少し誤解をして、2月1日に締め切っていて、それ以降は受け付けられないと。受け付ける場合には結構厳密で、コロナにかかったかとか店を閉鎖したとか、忘れていたとか申請手順が分からなくて遅れたというのは理由にならず受け付けないという記述もどこかで見たので、その辺のことについて聞きたい。またこれは、対象が昨年である。令和3年度になって経営が大変になった人は、これではない猶予とかで対応しているのか、その辺のことについても伺いたい。
- **課税課長**（萩原智世子君）締切りは原則2月1日であり、本当に無条件で受け付けていたのは、例えば郵送で、2月1日に発送したであろう方についての多少の猶予は認めていた。あと事業者には、こちらからもいろいろな機会を通して周知していたので、本当に何の理由もなく遅れた方はなかったと記憶している。実際、申請に当たっては認定経営革新等支援機関等というところの証明が必要であったので、そちらのほうなども通した上で、4月以降に受け付けたのは2件しかなかったが、そちらについては遅れた理由等を提出していただいたので、本当に単純に忘れていたという例はなかったものと記憶している。確かに、こちらの制度は昨年の2月から10月までの間の収入がその前年と比較して相当程度落ちた方が対象であったので、今年度、さらに減収したという方については特に国からの制度が示されていないので、今のところは特にないものと認識している。
- **5番**（重岡秀子君）令和2年2月から10月までの間で連続する3か月の事業収入が前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少している人は課税標準の金額を2分の1にすると。あとは50%以上減少している者は全額免除というか軽減ということであるが、本市で申請を受け付けた中で、2分の1軽減になったところと全額軽減になったところは何件か分かるか。
- **課税課長**（萩原智世子君）先ほど申請件数で625件と申し上げたのは、家屋と償却等を合算して純粋な数として625件になるが、今回、2分の1と全額については家屋と償却をそれぞれ別々にカウントしているのので、合計すると少し多くなるが、50%軽減になった方が236件、100%軽減になった方が545件となっている。合計で781件の申請になる。これは家屋と償却を別々に計算しているのので、実際の単純件計よりは増えている。
- **5番**（重岡秀子君）地方税の減収補填特別交付金が減額補正になっているが、9月の議会のときに猶予の場合には財源の補填はないという答弁がされたと思うが、この課税標準の特例に限って、国が特別、こういうのを出したのか。あとは地方交付税などで補填されるということか。
- **財政課長**（木村光男君）委員指摘のとおり、徴収猶予に関しては特に財源補填はない。そして、今回の地方税減収補填特別交付金に関しては令和3年度の特例措置に対する分の補填とい

う形で、これは全額補填されるといったものである。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

暫時休憩する。

午前 11 時 2 分休憩

午前 11 時 3 分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、債務負担行為の補正について質疑を行う。事項別明細書は 66 ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、地方債の補正について質疑を行う。事項別明細書は 67 ページ及び 68 ページになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）臨時財政対策債は、前年度末が 144 億円で、それに今回 13 億 6,347 万 8,000 円増額し、年度末の臨時財政対策債は 147 億円強になるという認識でいいのか。

○財政課長（木村光男君）委員見込みのとおりである。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）次に、繰越明許費について質疑を行う。事項別明細書は 69 ページ及び 70 ページになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）昨日、福祉文教委員会で聞いていたので大体分かったが、69 ページの学校統合環境整備事業は競輪のほうからお金が入って、東小の駐車場とか屋上の改修でいいのか。また学校施設改修等事業は、東小のトイレの改修だけでよいのか。

○教育委員会事務局次長兼教育総務課長（相澤和夫君）69 ページの繰越明許費 2,470 万円については、現東小学校の屋上防水と駐車場整備を合わせて 2,470 万円ということで繰越明許という形になっている。続いて 70 ページの 3,910 万円については南小学校のトイレ改修である。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第29号中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長に一任願う。

○委員長（杉本一彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○閉会日時 令和3年12月7日（火）午前11時 7分（会議時間1時間6分）

以上の記録を認める。

令和3年12月7日

委員長 杉 本 一 彦